

労働保険料は口座振替が便利です！

「口座振替による納付」のメリット

- 1 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- 2 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- 3 手数料はかかりません。
- 4 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。



保険料を延納（分割納付）している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期・第1期	第2期	第3期
通常の納期限	令和3年7月12日	令和3年11月1日	令和4年1月31日
口座振替納付日	令和3年9月6日	令和3年11月15日	令和4年2月14日
ゆとり日数	56日	14日	14日
口座振替申込期限	令和3年2月25日 (※)	令和3年8月16日	令和3年10月11日

(※) 申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

かんたんな手続きで完了

1 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード
- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替



2 金融機関の窓口へ提出

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。

対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。

引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

- ◎ 毎回、口座振替納付日の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ◎ 口座振替納付後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。



都道府県労働局・労働基準監督署

社会保険・労働保険徴収事務センター